



## 子育て

### ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭や父又は母に一定の障害がある家庭などの人が、医療機関で保険診療を受けた場合に支払った医療費の一部を助成しています。

**対**ひとり親家庭等の18歳到達後最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満まで)の父又は母又は養育者

※申請者及び同居の扶養義務者の前年(1~6月に申請の場合は前々年)の所得により、支給に制限がありません。

**申・問**こども支援課

☎21-1461

FAX 23-2239



市HP

### 高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母が、看護師(准看護師を含む)等の資格取得のため、6か月以上養成機関等で修業する場合、高等職業訓練促進給付金として月額70,500円(市民税非課税世帯の場合は10万円)を支給します。

※修業の最後の1年間は4万円増額されます。

**支給対象期間** 上限4年間分(申請月から支給)

※支給期間の上限は、取得を予定する資格や養成機関のカリキュラムで異なります。

※受給には、所得制限があります。申請を希望する人は事前にお問い合わせください。

**申・問**こども支援課

☎21-1461

FAX 23-2239



市HP

### 自立支援教育訓練給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母が、雇用保険法で定める教育訓練を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給する制度です。

雇用保険制度から教育訓練給付金を受ける場合は、その額を差し引いた額を支給します。

※申請には予めプログラム策定が必要となります。申請を希望する人は、講座の申込み前にご相談ください。

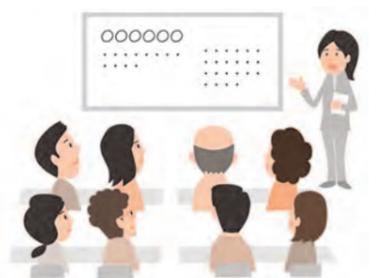
**申・問**こども支援課

☎21-1461

FAX 23-2239



市HP



## 親子で遊ぼう会 5月



### ■保育園 1歳児前半サークル

**日**12・19・26日(火)全3回

**時間** 午前10時~11時

**場**まつやま保育園

**対**令和6年11月1日~令和7年5月31日生まれの1歳児と保護者(市内在住)

**定**親子6組(申込順)

**内**ふれあい遊び、足形スタンプ製作、おもちゃ作り、身体測定

**申**4月6日(月)午前9時30分から電子申請で申込み。なお、電子申請が使えない人は電話で平日午前9時30分~午後4時にまつやま保育園へ。



初めて参加の人



2回目以降参加の人

### ■支援センター室開放・園庭開放

**日**毎週月・水・金曜日(4日・6日は除く)午前9時~正午、午後2時30分~4時30分

※園庭開放は園の行事により、時間が変更になる場合があります。

**場**まつやま保育園(駐車場なし)

**対**市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者

**申**当日受付

**問**まつやま保育園 ☎22-1194 FAX 22-7904



## 児童手当

**対**高校卒業年代までの児童を養育している人

**手当額(月額)**

3歳未満	1万5000円	多子加算
3歳~高校生	1万円	第3子以降3万円

※高校生とは18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童をいいます。

※多子加算の算定対象については、親等の経済的負担がある場合に限りです。

**支払時期**

原則、偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)に前2か月分の手当を支給します。

**出生・転入等があった人**

手当を受けるためには、児童を養育している人(父母の場合、所得が多い人)が住所地の市区町村に申請(認定請求)を行う必要があります。手当は、原則申請のあった翌月分から支給します。

ただし、誕生日又は転出予定日(前住所地で届け出た東松山市に住み始める日)の翌日から15日以内に申請をした場合は、誕生日、転出予定日の翌月から受けられる特例があります。15日目が土・日曜日、祝日にあ

たる場合は翌開庁日までとなります。里帰り出産をする人等は申請が遅れないようご注意ください。

**公務員の児童手当**

公務員の児童手当は勤務先から支給されます。新たに公務員になった人は、採用日の翌日から15日以内にこども支援課に「受給事由消滅届」を提出し、勤務先に認定請求をしてください。また、退職した人は退職日の翌日から15日以内にこども支援課で認定請求をしてください。

**申請に必要なもの**

請求者の振込口座のわかるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー記載の住民票、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※請求者及び児童が外国籍の人はそれぞれ在留カード等が必要です。

**申・問**こども支援課

☎21-1461 FAX 23-2239



市HP

## こども医療費

**対**市内に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までのこども

**助成開始日**

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、誕生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、誕生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元にこどもの保険情報を確認できるものがない場合でも、仮申請ができますので必ず15日以内に手続きをしてください。

**受給資格証の交付に必要なもの**

こどものマイナ保険証(こどものマイナンバーカードと資格情報のお知らせ)、保護者(原則被保険者)名義の通帳、保護者及びこどものマイナンバーカードなど(マイナンバーを確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の顔写真入りのもの)

※マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書等のこどもの保険情報を確認できるものが必要です。なお、保護者やこどもが外国籍の人は在留カードが必要です。

**住所や保険情報が変わったら**

転居、転職で住所や保険情報が変わった場合には、変更届が必要です。

変更届に必要なもの：こどもの保険情報が確認できる

もの(マイナ保険証又は資格確認書等)、こども医療費受給資格証

※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

**学校だけがをしたときは**

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

**窓口で自己負担分を支払った場合は**

医療費の支払い後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、こども支援課又は各市民活動センターに提出してください。

**申・問**こども支援課

☎21-1461 FAX 23-2239



市HP